

### 3. 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第28条の規定に基づき役員の報酬に関する事項を定める。

(役員定義)

第2条 この規程の役員とは、理事および監事をいう。

(報酬支給の対象)

第3条 理事（専務理事を除く。）および監事には、報酬を支給しない。

2 専務理事は、有給とする。

(報酬等)

第4条 専務理事の報酬は月額とし、月額300,000円を支給する。

2 前項の報酬のほか、専務理事へ期末手当として、年間900,000円を支給する。

3 専務理事の通勤手当ならびに協会の用務のため旅行に要する費用については、給与規程ならびに旅費規程に準じる。

(勤務)

第5条 専務理事は常勤とし、勤務日数については、概ね週4日以上、月に16日以上とする。

(退職手当)

第6条 専務理事が退任したときは、退職手当を支給するものとする。

2 退職手当支給規程第2条の規定は、前項の支給する額について準用する。

(実費弁償)

第7条 理事（専務理事を除く。）および監事が理事会（総会の前日に行う理事会を除く。）のために旅行する場合、その実費を弁償する。

2 旅費規程第2条第2項の規定は、前項の実費の額について準用する。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項で必要ある場合は、理事会の議決により決定する。

#### 附 則

この規程は公益社団法人への移行の登記の日から施行する。

一部改正 平成28年3月4日（第5条の実施日 平成28年4月1日）